



児童手当 認定請求書

(あて先) さいたま市長

提出年月日 令和 . .

◎◎ 児童手当の申請に必要書類を揃えて提出してください。提出書類の不備や不足により、申請が取り下げられる場合があります。提出書類の提出後、変更や訂正を行うことはできません。提出書類の提出後、変更や訂正を行う場合は、改めて提出してください。

請求者	フリガナ											支店名	銀行 信金 農協						
	氏名 (法人名等)	個人番号											名称 □公金受取口座を利用します。						
	届出者 氏名	□請求者と同様 (請求者と違う場合はご記入ください) (続柄)											昭和 . .	職業	ア. 厚生年金加入者 イ. 公務員 (勤務先: ウ. ア・イに該当しない者)				
	現住所 (法人の主たる 事務所の所在地)	さいたま市											平成 . .	性別	男・女				
	前住所	(1月1日にお住まいの他市区町村名)											電話 番号	- -					
配偶者	配偶者の有無	有・無	フリガナ											昭和 . .	配偶者の職業	ア. 厚生年金加入者 イ. 公務員 (勤務先: ウ. ア・イに該当しない者)			
	配偶者の氏名	個人番号										平成 . .	配偶者の現住所	□請求者と同様(別居の場合はご記入ください)					
児童の兄弟等 (18歳に達する日以降の最初の3月31日から22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	(フリガナ)氏名	続柄	生年月日	同居・別居	海外留学をしている場合の出国年月	監護相当の有無	生計費負担の有無	[注意] 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「 監護相当・生計費の負担についての確認書 」をご提出ください。 (児童の兄弟等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。)											
			平成 . .	同居・別居	令和 年 月	有・無	有・無												
				平成 . .	同居・別居	令和 年 月	有・無	有・無											
児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	(フリガナ)氏名	続柄	生年月日	同居・別居	海外留学をしている場合の出国年月	児童の住所 (別居の場合はご記入ください)		監護の有無 (監督保護)	生計関係	児童との関係で、該当する場合に○印	第3子以降	3歳未満	左記以外						
			平成 . .	同居・別居	令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母										
			平成 . .	同居・別居	令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母										
			平成 . .	同居・別居	令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母										
			平成 . .	同居・別居	令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母										
加入している公的年金の種類	ア. 厚生年金保険 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ()私立学校教職員共済 ()国家公務員共済 ()地方公務員等共済		イ. 国民年金 ウ. その他 ()		譲渡所得の有無		有・無	入力日	認定・却下日	認定・却下	支給開始月	手当月額							
	扶養親族等及び児童の数		〔うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数〕		人		人	控除後の所得額		認定・却下	年 月	第3子以降 3歳未満 左記以外 計							
	所得の状況		令和 年分所得額		円		円		円		円	円							
摘要	①個人番号確認書類不足の理由(書類不備の場合、いずれか1つを☑) □番号事務だと知らなかった □個人番号確認書類紛失 □通知カード未達 □記載拒否 □個人番号確認書類未持参 □個人番号不存在					②理由を確認後、市で個人番号を確認することをお伝えする。 □市で個人番号を確認することを説明しました。					令和 年分 所得の合計額	控除金額		認定No. 宛名No.					
	円					円						政令控除... 80,000円	年・所(請)・所(配) □・申立書・住民票 身元・番号・代理人 その他()						

注意

- 「氏名（法人名等）」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 「届出者氏名」の欄は、請求者と届出者が異なる場合に氏名及び請求者との続柄を記入してください。請求者と届出者が同一の場合は、「請求者と同様□」にチェックしてください。
- 「個人番号」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 「生年月日」、「性別」、「被用区分」、「配偶者の有無」、「加入している公的年金の種類」、「譲渡所得の有無」、「扶養親族等及び児童の数」、「所得の状況」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 「職業」及び「配偶者の職業」の欄は、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。
- 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。なお、請求者が個人であり、転入の場合には、「前住所」の欄を記入してください、また、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です）に住所を有しており、前住所に記載した住所と異なる場合には、当該住所を記入してください。
- 「配偶者」の欄は、配偶者（児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。以下同様です。）がいる場合に記入してください。また、「配偶者の現住所」の欄は、配偶者が現在他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。請求者と配偶者の住所が同一の場合は、「請求者と同様□」にチェックしてください。
なお、配偶者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合で請求者と異なる住所であった場合には、当該住所を「配偶者の前住所」の欄に記入してください。請求者と配偶者の住所が同一であった場合には、「請求者と同様□」にチェックしてください。
- 「児童の兄弟等」の欄は、「児童」の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 「生計費の負担の有無」の欄は、⑩の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑩の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 「児童」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての子について、記入してください。
- 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ①「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ②「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 「加入している公的年金の種類」の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度についての加入の状況を以下により記入してください。
 - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
 - ② 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 「所得の状況」の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額を記入してください。
なお、市町村民税または特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
- この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます）によってさいたま市長が確認することができるときは、当該書類を省略することができます。
 - ① 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学している場合は、その児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑥ 生計を同じくしない配偶者と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑦ 請求者に配偶者がいる場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。以下同様です。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ⑧ 配偶者が税法上の控除対象配偶者となっておらず、本年1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、配偶者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ⑨ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑩ 「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑪ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」
 - ⑫ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑩の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類